

栄町立地適正化計画に係る届出制度

住宅誘導に関する届出（都市再生特別措置法第88条関係）

栄町立地適正化計画に定める居住誘導区域以外の区域で、一定規模以上の住宅の廃初または建築等行為を行おうとする場合は、届け出対象行為に着手する30日前までに町長への届け出が必要です。

(1) 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- ・ 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

(2) 建築行為等

- ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築して、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(3) (1) または (2) の届出内容を変更する場合

住宅に関する届出図書等

対象行為	届出図書等		備考
開発行為	届出書 様式-1		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	・ 位置図
		② 設計図	・ 状況図 ・ 土地利用計画図
③ その他参考となる事項を記載した図書		住宅の戸数が判断できる資料 等	
建築等行為	届出書 様式-2		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面	・ 配置図
		② 住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図	
③ その他参考となる事項を記載した図書		・ 位置図 ・ 住宅の戸数が判断できる資料 等	
届け出の変更	届出書 様式-3		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同じ	